

吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定 に関する基本方針

平成 19 年(2007 年)10 月 29 日 策定

令和 5 年(2023 年)●月●日 改定

吹田市

目次

1	はじめに	2
2	基本的な考え方	2
(1)	受益と負担の公平性	2
(2)	算定方法の明確化	2
(3)	見直しのサイクル	2
3	使用料の設定	3
(1)	使用料とは	3
(2)	算定方法	3
ア	算定式	3
イ	算定基礎とする経費（貸出にかかる管理運営経費）	3
ウ	施設のグループ化	4
エ	受益者負担率	5
(3)	改定の対象及び上限改定率	6
(4)	施設の有効活用を促進する使用料設定等	6
ア	分かりやすく公平な使用料設定	6
イ	曜日や時間帯ごとの使用料設定	7
ウ	市外在住者の使用料設定	7
(5)	施設使用料に係る減免基準の統一化	7
4	手数料の設定	8
(1)	手数料とは	8
(2)	算定方法	8
ア	算定式	8
イ	算定基礎とする経費（事務処理に要する費用）	8
ウ	受益者負担率	8
(3)	改定の対象及び上限改定率	9
5	自己負担金の設定	10
(1)	自己負担金とは	10
(2)	改定の対象及び上限改定率	10

1 はじめに

本方針は、使用料、手数料及び自己負担金（以下、使用料等という。）の設定に当たっての全庁的な考え方を示すため、平成 19 年（2007 年）に策定したものであり、市（公の施設の指定管理者も含む。）が徴収する使用料等については、基本的には本方針に沿って対応します。

ただし、特別会計及び企業会計については、本方針に準拠しつつ、独立採算性、経営の健全性の観点から、当該会計の事業内容に応じた適切な原価計算のもとに料金等の設定を行うものとしします。

2 基本的な考え方

(1) 受益と負担の公平性

施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人が存在する中で、施設の利用などで利益を受ける人がいれば、その利益に見合うだけの負担をお願いすることが市民間の不公平をなくすこととなります。

使用料等の設定に当たっては、受益と負担の公平性の確保という観点から、市民理解が得られるものとなるよう努めます。

(2) 算定方法の明確化

公平な受益者負担を求めるに当たって、市民にわかりやすく説明できるよう、使用料等の算定方法について統一的な考え方を整理し、算定根拠を明らかにします。

(3) 見直しのサイクル

公共施設に係る維持管理経費の増減や、消費税率の改正などの社会経済情勢の変化を反映できるよう、原則として 4 年ごとに使用料等の見直しを行い、必要な場合は改定することとします。

3 使用料の設定

(1) 使用料とは

地方自治法第 225 条において「普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」とされています。本市における使用料とは、同条に基づき、コミュニティセンターや体育館などの公の施設の利用者に、その施設の管理運営経費（設備点検・清掃等の委託料や光熱水費など）の一部を負担してもらうものです。

(2) 算定方法

ア 算定式

$$\text{使用料} = \frac{\text{貸出にかかる管理運営経費}}{\text{貸出総面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担率} \times \text{貸出時間} \times \text{貸出面積}$$

貸出にかかる管理運営経費（詳細はイを参照）を貸出総面積及び年間利用可能時間数で除して得た額を「1 m²当たりの時間単価」とし、この時間単価に受益者負担率、施設の貸出面積、貸出時間を乗じて使用料を算定します。

ただし、上記の方法による統一的な考え方で算定を行うことが適当でない場合は、合理的な方法により単価計算を行います。（例：やすらぎ苑、自転車駐車場、スポーツグラウンド、市民プール、学校運動場ナイターほか）

イ 算定基礎とする経費（貸出にかかる管理運営経費）

施設の整備・運営に要する経費として、用地取得費、建物建設費（減価償却費）、管理運営経費、事業経費等が考えられます。これらの経費のうち、管理運営経費（詳細は（ア）を参照）を使用料の算定基礎とします。

管理運営経費の内訳として、貸出部分、共用部分、非貸出部分の経費がありますが、使用料算定に必要となる『貸出にかかる管理運営経費』の算出方法は以下のとおりです。

※ 貸出にかかる管理運営経費

$$= \text{貸出部分の経費} + \text{共用部分の経費の一部} \\ \text{(共用部分の経費を、貸出部分と非貸出部分の面積で按分した経費)}$$

(ア) 管理運営経費

経費	内容
人件費	・施設の管理運営に要する経常的な職員人件費
物件費	・清掃・警備委託料 ・システム保守委託料 ・需用費 ・通信運搬費 ・使用料・賃借料 ・備品購入費（100万円以上のものは除く）
補助費等	保険料等
維持補修費	小規模で営繕的な維持補修費 （資産価値の延命に必要な規模の維持補修費は除く）

他の関連事務との共通経費がある場合で、当該施設に係る部分の経費を明確に算出することが困難な場合は、原則として、面積等により合理的に按分して対象経費に含めるものとします。
（例：施設予約システム保守委託料など）

また、システム導入などに係る初期経費は、内容に応じて対象経費に含めるか否かを検討します。

なお、管理運営経費に国・府の補助金が充当される場合は、補助金を控除した一般財源ベースにより算定することとします。

(イ) 算定基礎としない経費

経費	内容・理由
用地取得費、 建物建設費（減価償却費）	公の施設は、市の施策としてそれぞれの行政目的を持って建設されたものであり、各施設に係る土地代、建物などの減価償却費は、全ての住民に利用の機会を提供するための費用で、税で負担すべきものと考えられます。 したがって、施設の利用者に求める使用料の算定基礎には、これらを含みません。
事業経費 （各施設で開催されるイベント経費等）	公の施設の利用にともなって付加的に提供されるサービスに必要なコストであり、事業の実施に要する人件費、補助費等、消耗品費や委託料等の物件費などが考えられます。こういった選択性の強い付加的サービスに要するコストについては、施設の使用料相当額に加えて参加者負担金として負担を求めることとします。 したがって、施設の利用者に求める使用料の算定基礎には、これらを含みません。

ウ 施設のグループ化

同一の機能を持つ施設をグループ化し、使用料の「1㎡当たりの時間単価」をグループ内で統一し基準単価を設定します。（例：市民センター、コミュニティセンター、市民体育館）

ただし、複合施設については、複合施設内の施設間の価格バランスを考慮して使用料設定を行うことができるものとします。（例：千里ニュータウンプラザ内の施設）

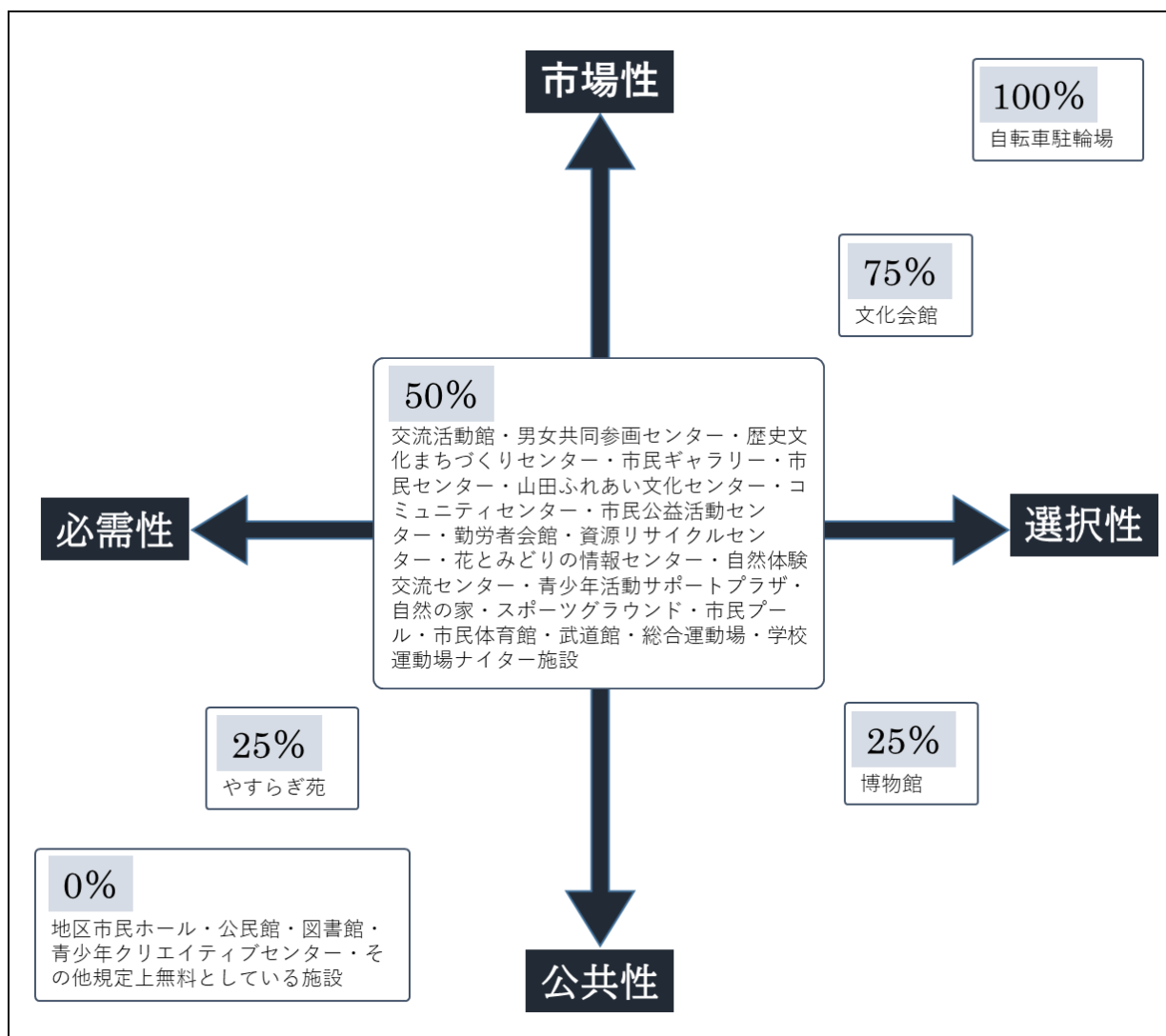
エ 受益者負担率

公の施設は、住民福祉の向上を図ることを目的として設置するものであることから、住民が低廉な負担で施設の設置目的に沿って効果的に利用できるよう、市が負担（公費負担）する割合と利用者が負担（受益者負担）する割合を基本的には半々（50%）とします。その上で、公の施設などの利用実態、目的から当該サービスの市場（代替）性、選択性を勘案し、以下のとおり受益者負担率を設定します。

<受益者負担率の考え方>

受益者負担率	分類区分	施設	備考
0%	公費負担を原則とするもの	地区市民ホール・公民館・図書館・青少年クリエイティブセンター・その他規定上無料としている施設	法律や条例により無料とされているものは、0%とします。
25%	大部分を公費負担とするもの	やすらぎ苑	市場性・選択性のいずれも低いものであり、近隣市との均衡を考慮し、25%とします。
		博物館	博物館法では、原則無料とされていますが、近隣市の状況及び博物館の維持経費の状況を勘案し有料とします。使用料については、法の趣旨を踏まえ、低廉な使用料とするため、25%とします。
50%	公費負担、受益者負担を半々とするもの	交流活動館・男女共同参画センター・歴史文化まちづくりセンター・市民ギャラリー・市民センター・山田ふれあい文化センター・コミュニティセンター・市民公益活動センター・勤労者会館・資源リサイクルセンター・花とみどりの情報センター・自然体験交流センター・青少年活動サポートプラザ・自然の家・スポーツグラウンド・市民プール・市民体育館・武道館・総合運動場・学校運動場ナイター施設	-
75%	大部分を受益者負担とするもの	文化会館	市場性・選択性は一定あるが、市の文化振興の拠点施設であることを勘案し、75%とします。
100%	受益者負担を原則とするもの	自転車駐車場	市場性・選択性があるため、近隣市の状況にも配慮し、100%とします。

<受益者負担率の考え方（図）>



(3) 改定の対象及び上限改定率

使用料の改定にあたっては、原則として、算定した料金が現行料金の1.2倍以上となる場合を対象とします。ただし、算定した料金が現行料金を下回る場合については、利用促進または負担軽減の観点から、現行料金との差が少ない場合でも改定を検討します。

また、急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限を1.5倍に設定します。あわせて、近隣各市の状況にも配慮することとします。

(4) 施設の有効活用を促進する使用料設定等

施設の有効活用を促進するため、以下に留意しながら使用料設定等を行うこととします。

ア 分かりやすく公平な使用料設定

時間当たりの使用料を示すなど、分かりやすい使用料設定を行うとともに、専用時間に応じた使用料徴収を徹底します。

イ 曜日や時間帯ごとの使用料設定

市民の利用機会の拡大や、稼働率の向上に資すると判断される場合には、曜日や時間帯により使用料に差を設けることも可能とします。

ウ 市外在住者の使用料設定

市内在住者の利用を優先するという観点から、市内在住者と市外在住者の使用料に差を設けることも可能とします。この場合は、市外在住者の使用料の金額が、本方針が示す方法で算出した金額（市内在住者の金額）の2倍以内となるよう設定します。

(5) 施設使用料に係る減免基準の統一化

施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保するため、施設使用料の減額又は免除はあくまでも「受益者負担の原則」の例外として、真に必要な場合に限定して、特例的に適用される必要があります。「受益と負担の公平性の確保」を目的とし、別途「施設使用料に係る減免基準」を策定し、施設使用料に係る減免基準の統一化を図ります。

4 手数料の設定

(1) 手数料とは

地方自治法第 227 条において「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とされています。本市における手数料とは、同条に基づき、住民票の写しや各種証明書などを発行した際に、その事務処理に要する費用（システム委託料、用紙代など）を負担してもらうものです。

(2) 算定方法

ア 算定式

$$\text{手数料} = \frac{\text{事務処理に要する費用（年間）}}{\text{年間処理件数}}$$

ただし、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料及びその他大阪府内において統一的な額がある場合については、その額とします。また、固有の算定が必要な手数料については、算定方法について考慮します。

イ 算定基礎とする経費（事務処理に要する費用）

手数料の算定基礎とする経費は、業務 1 件あたりの年間経費とし、以下が対象となります。

経費	内容
人件費	一般職員の標準人件費を基準に所要時間数から算出した経費と業務を担当する会計年度任用職員人件費総額から当該会計年度任用職員の従事割合で算出した経費
物件費	需用費、役務費、委託料、賃借料、負担金、備品購入費、旅費などの手数料事務に要した経費

他の関連事務との共通経費がある場合で、当該手数料事務に係る部分の経費を明確に算出することが困難な場合は、原則として、業務量等により合理的に按分して対象経費に含めるものとします。（例：システム保守委託料など）

システム導入などに係る初期経費は、内容に応じて対象経費に含めるか否かを検討します。

ウ 受益者負担率

手数料の設定にあたっては、算定基礎とする経費の全額（100%）を受益者負担とします。

(3) 改定の対象及び上限改定率

手数料の改定にあたっては、原則として、算定した料金が現行料金の1.2倍以上となる場合を対象とします。ただし、算定した料金が現行料金を下回る場合については、利用促進または負担軽減の観点から、現行料金との差が少ない場合でも改定を検討します。

また、急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限を1.5倍に設定します。あわせて、近隣各市の状況にも配慮することとします。

5 自己負担金の設定

(1) 自己負担金とは

就学前児童の一時預かり利用料や、休日保育利用料など、地方自治法に規定のある使用料及び手数料以外で、本人が負担すべき経費について徴収するものです。

(2) 改定の対象及び上限改定率

国等の徴収基準が定められているものについては、それを基本とし、現行の負担額が著しく国等の徴収基準と乖離しているものにあつては、段階的に解消を図るものとします。

国等の徴収基準が定められていないものや、現に自己負担を求めているサービスについては、他市の動向や類似の事業・制度等との比較により料金を設定するものとします。